八街市選挙管理委員会告示第３０号

令和８年１１月２２日執行予定の八街市長選挙及びこれと同時に行う八街市議会議員補欠選挙において、八街市選挙ポスター掲示場条例（昭和５８年八街市条例第１０号）の規定により設置されるポスター掲示場に公職の候補者がポスターの掲示を始めることのできる日は、令和８年１１月１５日である。

令和８年１０月２７日

八街市選挙管理委員会委員長　　篠塚　信幸